電気は安全に
正しく使いましょう。

保存版

**電気配線は
お宅の財産です**

感電や漏電火災を起こさないよう定期診断を必ず受けて絶縁不良など不良箇所はすぐなおし安心して使いましょう。

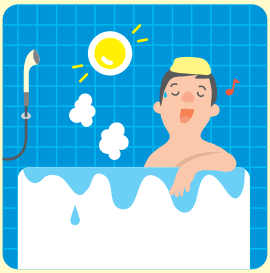

北海道
でんき保安協会
経済産業大臣登録調査機関
ISO 9001認証

1 分電盤の機能

家庭に送られてくる電気は、電柱にある変圧器、引込線、電気メーターを経由して分電盤に入り、電灯回路やコンセント回路といくつかに分けられています。

その分電盤内に、契約用安全ブレーカー、漏電しゃ断器及び回路用ブレーカーが取り付けられているのが一般的です。なかには回路用ブレーカーではなくヒューズが入っている安全器が取り付けられている場合もあります。

●家庭用分電盤

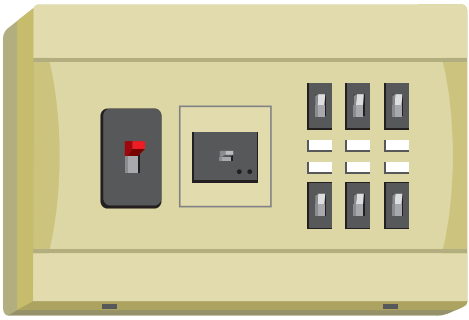

契約用安全ブレーカー

電気が家のなかへ入ってくると最初に通る安全の関所です。**規定以上の電気が流れると、自動的にスイッチが切れるようになっています。**なお契約用安全ブレーカーは、その「容量」にあわせてつまみの色や銘板（ブレーカー表面）の色が違います。この機会に是非ご確認下さい。

2 開閉器の種類とその機能

電気の安全装置が電気事故を防ぎます。

電気の配線や電気器具に異常が発生したときには、
安全装置が働くようになっています。

テストボタン

漏電しゃ断器には、正しく働くかどうかチェックできるテストボタンがついています。ひと月に１度程度はテストボタンを押してしゃ断器の動作を確認しましょう。

①テストボタンを押したとき、スイッチが働き電気が消えれば正常に動作したことになります。

②正常に動作すると、つまみが下側に下がるので、これを上側にあげて元に戻します。

注：停電すると電気製品のタイマー設定等がリセットされるものがあります。14ページを参考に復電確認が必要となります。

漏電しゃ断器

家の中のどこかで**漏電があると、この装置が働いて瞬間的に電気を止めてしまう安全の見張り番**です。なお、単相３線式の場合は中性線欠相保護付のものをおすすめします。

回路用ブレーカー

１つの回路に１つ付いています。**回路に事故が起きて、大きな電流が流れると、このブレーカーが切れて**その回路に流れる電気を止めます。

●単相３線式分電盤の例

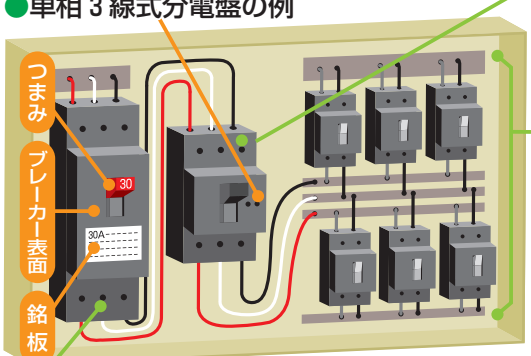

契約用ブレーカー容量の色別

色	黒	黄	青	赤	灰	茶	紫
アンペア	10	15	20	30	40	50	60
箇所	つまみ				銘板またはブレーカー表面		

※20アンペアのつまみの色は「深緑」の場合があります。

3 コード・プラグの扱い方と定期点検

①コンセント・スイッチ

●子供の手や、物が触れたりすると思わぬ事故になります。

②スイッチやプラグは完全なものを

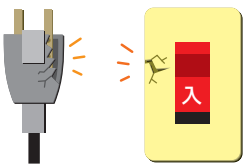

●カバーが破損して中の金属が露出したまま使うと感電しますので、取り替えましょう。

③プラグやスイッチをぬれた手でさわらない コードをひっぱってプラグを抜かない

●水は電気を伝えやすいので必ず水気を拭いてから扱いましょう。

④プラグはコンセントにしっかり差し込む

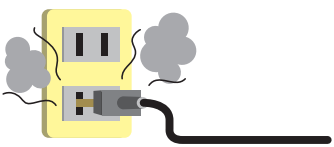

●半分だけ差し込んだ状態で使っていると、やがて熱くなってきて危険です。

⑤コード配線

●釘にかけたり、このように固定したりしては危険です。

⑥コードとコードをじかにつながない

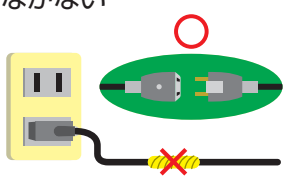

●ショートしたり、感電するおそれがあります。必ずコードコネクターを使いましょう。

⑦コンセントとプラグの間のほこりや湿気は、取り除いて

●冷蔵庫･洗濯機等のプラグを、長期間差し込んだまま使用すると、ほこりが溜り、湿気を帯びたりすると、火災の原因になります。定期的にプラグのほこりを取りましょう。

⑧コードは踏まないで

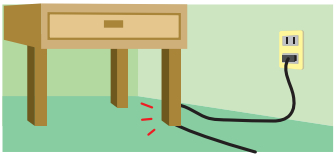

●家具類がコードを踏んでいると、中の線が切れたり被覆が痛んでショートや漏電の原因となります。

4 テーブルタップの使い方

タコ足配線

コードやコンセントは、流せる電気の量（定格電流）が決められておりますので、容量以上にお使いになりますと危険です。コンセントなど熱くなっていませんか。
発熱に注意しましょう。

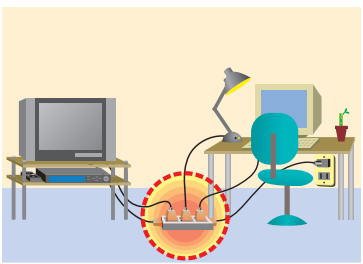

コード類は束ねたりしないで

コードを束ねたり、折り曲げたままで使用すると、熱を持ち火災の原因となることがあります。

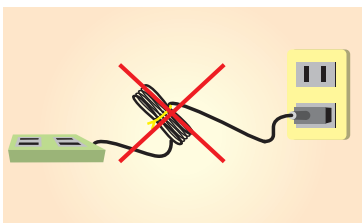

●一般に市販されているコードは、「1500W」ですが、「1000W」「1200W」のものもあります。お使いのものを確認して下さい。

5 漏電しゃ断器とアースの取り付け

電気を安全に使用するために、漏電しゃ断器とアースの両方を取り付けましょう。
アースは適した場所に必ず取り付けましょう。

- **住宅**

動力（200ボルト）線を使うもの

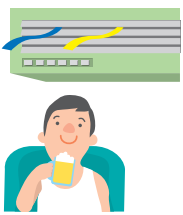

大型エアコン

- **住宅**

水気･湿気がある所に置かれたもの

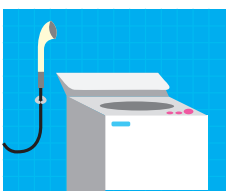

風呂場に置いた洗濯機･脱水機など
冷蔵庫･冷凍庫･食器洗機など

- **店舗**

軒下や屋外に置かれたもの

自動販売機・ショーケース・アイスボックス・エアコンなど

6 電気機械器具の取り付け

エアコン・電子レンジ・電磁調理器など、消費電力の大きい電気器具は専用コンセントを使いましょう。

①消費電力の大きい器具は専用コンセントを取り付けて

②電気器具は、必ず取扱説明書を読んでから使用を

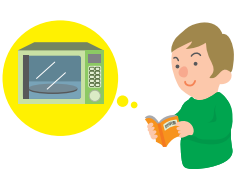

③電気器具の設置は、湿気のある場所、ストーブ、調理器具などの付近は避けましょう

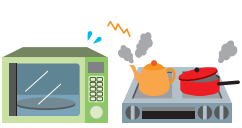

7 省エネルギー生活のすすめ

省エネルギーのポイント

①待機時消費電力の削減

●電気製品は主電源を切っていてもリモコン・時計・液晶表示等で電気が消費されています。これが「待機時消費電力」で、家庭で年間消費する電力量の6.0%を占めています。
省エネ対策としてはこまめに電源を切り、長期間使用しない場合は時計などの停電による影響を理解した上でプラグを抜く習慣をつけることです。

エアコン　テレビ　DVDレコーダー

出所：(財)省エネルギーセンター「平成20年度 待機時消費電力調査報告書」より

②省エネ型電気器具の使用

購入の際には消費電力をきちんと見ましょう。

●最近待機時消費電力が削減された家電製品が増えてきています。
●少しでも家庭での省エネ効果をあげるためには、「エネルギー効率の良い機器を選ぶこと」、「機器を上手に使い、消費電力量を少なくしていくこと」が大切です。

③日常生活での工夫

照明器具
- ムダな明りはこまめに消す
- ランプや傘はこまめに清掃
- LED照明

テレビ
- 画面の清掃
- 適度の明るさと音量

パソコン
- スクリーンセーバーも通常と同じくらいの電力量を消費

エアコン
- 適度な温度、風向きの設定
- フィルターの掃除

冷蔵庫
- ドアの開閉は短く、手早く
- 熱いものは冷ましてから

温水洗浄便座
- 便座のフタを閉める
- 季節に合った温度調節

8 電気設備の異常または事故

停電の原因として考えられているのは電気製品による電気の使いすぎや、電気器具の故障によってブレーカーがはたらき停電となるものがほとんどです。停電になったら次の要領で処置してください。

停電したら…

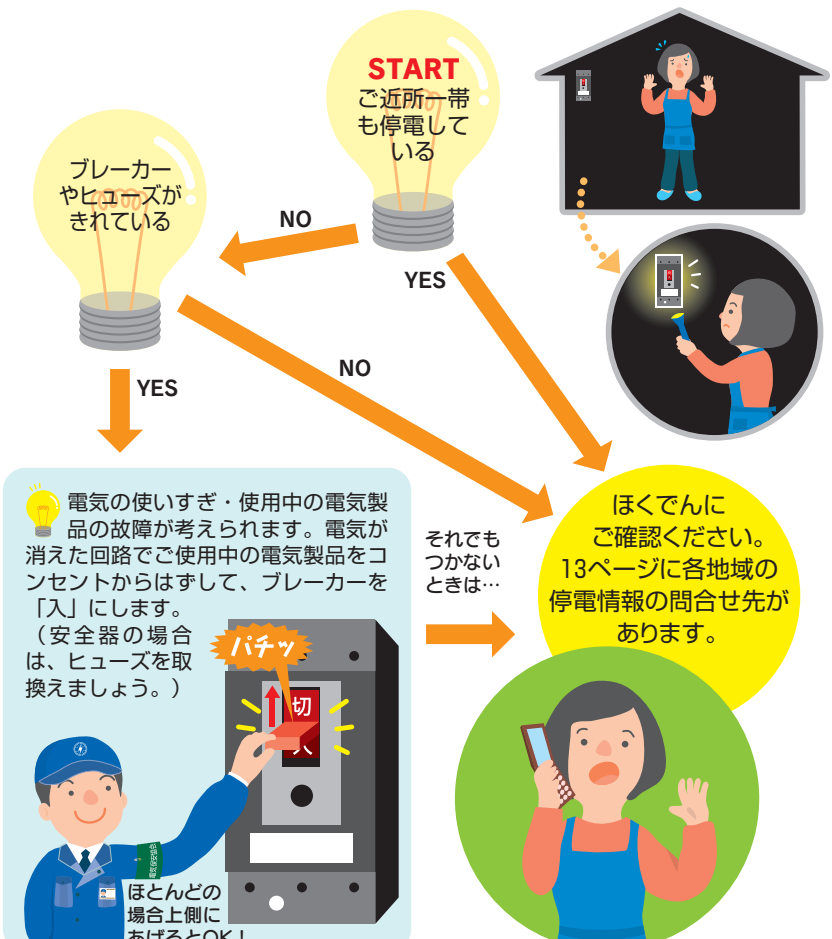

地震・台風など、もしもの時に備えて
― 電気安全のこころえ ―

「グラッ！」と地震が発生したら

①コンセントからプラグを抜いて

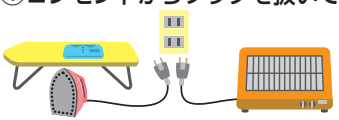

●特に電気ストーブやアイロンなどの熱器具は、火災の原因となるので、直ちにスイッチを切り、プラグをコンセントから抜きましょう。

②避難する時はブレーカーを「切」にして

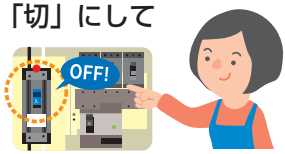

●家の外へ避難するときは、念のためブレーカーを必ず「切」にしましょう。

地震や台風などでこんなとき

③切れた電線には、絶対さわらないで

●切れて下がった電線には、絶対にさわらない。電線に木や看板などがふれていたり、電柱が傾いていたらお近くの「ほくでん」へ連絡してください。

④水につかった電気器具は使わないで

●津波や大雨で家屋が水につかった時は漏電や火災の原因となるので、電気店などで点検し安全を確かめて使いましょう。

⑤損傷した電気器具は修理して

●地震により電気器具本体や、コードが損傷するおそれがあります。電気店などで点検し安全を確かめて使いましょう。

⑥非常時に備え、心と物の準備を

●常に確認しておきましょう。

・分電盤（ブレーカー）の位置
・懐中電灯の準備
・ガスの元栓の位置

9 経済産業省からの「長期使用製品安全点検制度」

●製品が古くなると、部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。
●消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された「長期使用製品安全点検制度」では、下記の対象製品（特定保守製品）を購入した場合に、メーカーなどに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きます。点検通知に記載の連絡先に連絡し、点検期間に点検を受けましょう。
●点検時期の通知を受けるためには、所有者情報の正確な登録が必要です。下記の対象製品（特定保守製品）を購入した際や、所有者情報が変更となった際は、対象製品（特定保守製品）に記載の登録先（メーカーなど）に知らせましょう。

対象製品（特定保守製品）

屋内式ガス瞬間湯沸かし器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、ＦＦ式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

※平成 21 年 4 月 1 日以降に製造・輸入された製品が対象となります。なお、それ以前の製品も点検可能ですので、詳しくはメーカーなどにお尋ねください。

浴室用電気乾燥機

ビルトイン式電気食器洗機

に関するお知らせ

1 販売者から点検制度についての説明を受けます。

2 所有者票を返送します。（所有者登録）

特定保守製品を買ったら

「長期使用製品安全点検制度」は、
メーカーなどに登録された所有者への点検時期を知らせ、
点検を促すことで事故を防止するための制度です。
所有者票を返送し、登録をしましょう。
点検時期が来たら点検を受けましょう。

3 点検時期が来たら通知が届きます。

4 点検を依頼します。
※点検には料金がかかります。

5 点検を受けます。
※点検はメーカー等が行います。

対象製品に関する情報など、本制度に関する詳細は、経済産業省またはお近くの経済産業局までお問い合わせください。

【この制度のお問い合わせ先】
北海道経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室　☎ **011-709-1792**（直通）
※個別の製品に関するお問い合わせは、対象製品のメーカー、販売店などにご連絡ください。

【この制度のお知らせホームページ】
URL：http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

お客さまとほくでんの設備の境目をご存知ですか

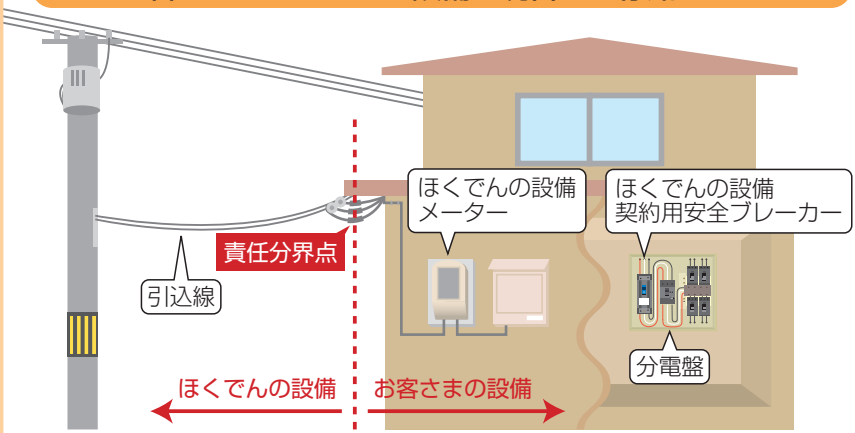

責任分界点がお客さまとほくでんとの設備の境目（保安責任・財産の分界点）になります。但しメーター及び契約用安全ブレーカーはほくでんの設備です。

10 「電気設備の安全診断」のおすすめ（有料）

北海道電気保安協会では北海道電力株式会社から委託を受けて４年に１回無料で住宅などの電気設備の定期調査を実施していますが、これとは別に検査頻度を多くするなどのお客さまからのご要望にお応えするため安全診断を行っています。この検査は有料（検査項目に応じた見積もり）となっていますが、最寄りの北海道電気保安協会事業所（12ページ）に、お気軽にご相談ください。

北海道
でんき保安協会
経済産業大臣登録調査機関
ISO 9001認証

電気設備の点検に関するお問い合わせは最寄りの事業所まで

営業時間／8時30分から17時20分まで（土日祝を除く）

一般財団法人　北海道電気保安協会　調査部／011-555-5010
URL　http://www.hochan.jp

北　見　支　部／0157-36-6991※
紋 別 事 業 所／0158-23-4198
遠 軽 事 業 所／0158-42-5856※
網 走 事 業 所／0152-43-5642※
斜 里 事 業 所／0152-23-0660

旭川支部調査／0166-35-7822※
稚 内 事 業 所／0162-34-4750※
浜頓別事業所／01634-2-4166
名 寄 事 業 所／01654-3-4302※
留 萌 事 業 所／0164-43-6018※
深 川 事 業 所／0164-22-6237
富良野事業所／0167-23-5399※

小　樽　支　部／0134-23-5382※
倶知安事業所／0136-23-3936
岩 内 事 業 所／0135-62-6877

札幌支部調査／011-555-5106※
滝 川 事 業 所／0125-22-2050※
岩見沢事業所／0126-23-4441※
札幌東事業所／011-891-3844
札幌北事業所／011-772-4838※
千 歳 事 業 所／0123-26-3337※

釧　路　支　部／0154-22-1615※
中標津事業所／0153-72-1565※
弟子屈事業所／015-482-1282
根 室 事 業 所／0153-24-6635

帯　広　支　部／0155-24-6444※
池 田 事 業 所／015-572-5106
清 水 事 業 所／0156-62-4412
大 樹 事 業 所／01558-6-3367

苫 小 牧 支 部／0144-32-2450※
室 蘭 事 業 所／0143-45-7002※
富 川 事 業 所／01456-2-3123
浦 河 事 業 所／0146-22-5387※

函　館　支　部／0138-42-8844※
八 雲 事 業 所／0137-63-3795
江 差 事 業 所／0139-52-2699

※は北海道電力株式会社からの委託を受けて定期的に住宅などの電気設備安全調査を実施している「お問い合わせ」事業所です。

協会キャラクター
“ホーちゃん”

北海道電力株式会社

電気のお引越し手続きや契約アンペアの変更

ほくでん契約センター　0120-12-6565

（音声ガイダンスからオペレータにおつなぎします。）

電気のことならお気軽にご相談ください。

お問い合わせ時間（平日）9：00～17：00

※電気がつかない等、緊急の場合は24時間対応しています。

旭川支店 0166-23-1121
稚内営業所 0162-23-4001
天塩営業所 01632-2-1067
浜頓別営業所 01634-2-2008
羽幌営業所 0164-62-1047
名寄営業所 01654-3-2131
留萌営業所 0164-42-1390
深川営業所 0164-22-4111
富良野営業所 0167-23-4131

北見支店 0157-26-1114
紋別営業所 0158-24-3121
遠軽営業所 0158-42-2185
網走営業所 0152-43-4106
斜里営業所 0152-23-2038

札幌支店 011-251-1111
札幌北支社 011-772-7101
札幌西支社 011-662-2171
札幌東支社 011-892-8111
札幌南支社 011-572-1111
千歳支社 0123-23-5101

岩見沢支店 0126-22-0601
滝川営業所 0125-24-7166
栗山営業所 0123-72-1071

小樽支店 0134-23-1111
余市営業所 0135-23-2161
岩内営業所 0135-62-1512
寿都営業所 0136-63-2074
倶知安営業所 0136-22-0150

釧路支店 0154-23-1111
中標津営業所 0153-72-2010
弟子屈営業所 015-482-2019
根室営業所 0153-24-3181

帯広支店 0155-24-5161
足寄営業所 0156-25-2029
新得営業所 0156-64-5303
池田営業所 015-572-2667
大樹営業所 01558-6-2005

室蘭支店 0143-47-1111

苫小牧支店 0144-32-5321
富川営業所 01456-2-0019
日高営業所 01457-6-2214
静内営業所 0146-42-0009
浦河営業所 0146-22-2108

函館支店 0138-22-4111
八雲営業所 0137-62-2531
江差営業所 0139-52-0085
福島営業所 0139-47-2021

（営業所へおかけになる場合、自動転送により上位の支店または営業所にて承る場合がございます。）

停電での調査をした場合には家電製品のご確認をお願いします。

停電すると

電気製品の中には、次のような影響を受けるおそれのあるものもありますので、タイマーや運転の状態などをご確認ください。

予約内容などをもう一度セットする必要があるもの。 ➡ ビデオ、電子式タイマー、炊飯器
多機能電話機、ファクシミリ
レジスター、エアコン、給湯機
マイコン付電気製品など

もう一度運転操作などをしなおす必要があるもの。 ➡ エアコン、ファンヒーター
ボイラー、石油ストーブなど

このほかの電気製品についても、取扱説明書などにより停電の影響をお確かめください。

住宅電気保修センターは電気工事店の紹介窓口です。

住宅電気保修センターは、コンセントの増設や修理などの電気工事を行う工事店を紹介する受付窓口であり、道内11地区にある電気工事業協同組合に設置されています。

- 道北住宅電気保修センター（旭川・深川・留萌・富良野） 0166-26-4116
- 北部住宅電気保修センター（名寄・士別・稚内・浜頓別） 01654-3-2727
- 北見住宅電気保修センター（北見・網走・紋別） 0157-24-6545
- 札幌住宅電気保修センター（札幌・千歳・江別・恵庭・北広島・石狩） 011-242-5755
- 空知住宅電気保修センター（岩見沢･美唄･三笠･滝川･砂川･赤平･歌志内･芦別･夕張） 0126-22-1097
- 小樽住宅電気保修センター（小樽・余市・岩内・倶知安） 0134-25-0511
- 釧根住宅電気保修センター（釧路・根室・中標津・川上） 0154-23-1281
- 十勝住宅電気保修センター（帯広） 0155-25-4818
- 室蘭住宅電気保修センター（室蘭・登別・伊達） 0143-43-8277
- 苫小牧住宅電気保修センター（苫小牧） 0144-32-4319
- 函館住宅電気保修センター（函館） 0138-55-2182

※（　）内は主な業務周辺地域